

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

以下のとおり、提案書の提出を求めます。

令和3年1月4日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

世田谷区新型コロナウイルスワクチン住民接種事務運営業務委託

#### (2) 委託内容

新型コロナウイルスワクチンの接種に係る事業が円滑に行われるよう、区民に対する受診券等の個別通知の送付、集団接種の予約の受付、及び区民からの電話又はファクシミリ、インターネット等を通じた問合せの受付・回答等コールセンターの運営を行う。なお、本業務委託は、新型コロナウイルスの感染拡大状況、国によるワクチンの住民接種の実施状況、当該事業の運営状況により、履行期間や履行内容を変更する場合がある。業務概要は以下のとおり。

新型コロナウイルスワクチン接種券等の印刷

新型コロナウイルスワクチン接種券等個別通知に係る封入封緘、郵送

集団接種等の予約を管理するシステムの構築・運用・保守

新型コロナウイルスワクチン接種等コールセンターの運営

コール数を減らすためのインターネット上の仕組み等を用いた問い合わせ

応答システム等の構築・運用・保守

新型コロナウイルスワクチン接種対象者の接種情報の収集・データ入力

#### (3) 履行期間

新型コロナウイルスワクチン住民接種事務運営業務にかかる構築、導入準備、高齢者の個別通知にかかること

令和3年1月下旬から令和3年3月31日まで

新型コロナウイルスワクチン住民接種事務運営業務の実施にかかること

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

契約期間中に事故又は履行不良が頻繁にみられる場合などは、この契約を変更又は解除することがある。

契約は単年度ごとに行うものとし、当該年度における当該事業の予算配当があることを条件とする。また、新型コロナウイルスの感染拡大状況、国によるワクチンの住民接種の実施状況、当該事業の運営状況により、上記期間経過後も

引き続き同じ事業者と業務委託契約を締結する場合がある。その場合、前年度の履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。

#### (4) 提案限度額

令和2年度 401,320,000円(消費税及び地方消費税含む)

令和3年度 983,900,000円(消費税及び地方消費税含む)

ただし、集団接種会場の運営委託等の追加提案を可とする。

消費税については、令和3年1月1日時点での税率で計算すること。

上記金額は、構築及び導入準備委託並びに運營業務委託の合算である。

本案件は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。

労働報酬下限額の詳細は別紙を確認すること。

## 2 参加資格要件

提案書提出時において、次の要件を全て満たす法人であること。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)に該当する者でないこと及び同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が経営していない者又は事実上経営に参加していないこと。
- (6) 平成28年4月以降に人口40万人規模以上の地方自治体において、当該自治体の業務に関する問い合わせを受ける目的のコールセンター業務を受託した実績がある者。
- (7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が管理する個人情報取り扱いに関する認定(プライバシーマーク)を受けていること。
- (8) 都内及び都近郊に本店、支店又は営業所等の営業拠点を有する者であること。

## 3 手続等

### (1) 担当部課

世田谷区世田谷保健所地域保健課

〒154-8504 世田谷区世田谷四丁目22番35号

担当 村上・横尾

電話 03-5432-2233 FAX 03-5432-3022

メールアドレス: SEA03668@mb.city.setagaya.tokyo.jp

( 2 ) 説明書等の交付について

説明書等の交付を希望する場合は、以下の期間内に、指定の場所で受領すること。

交付期間 令和3年1月4日(月)から1月7日(木)まで

期間中の受付は午前9時から午後5時まで(土日、祝日を除く)

交付場所 ( 1 ) に同じ

交付方法 配布または世田谷区のホームページからダウンロード

ホームページ掲載箇所

トップページ	目次から探す	福祉・健康	健康・保健・衛生
健康危機管理	新型コロナウイルス感染症		
世田谷区新型コロナウイルスワクチン住民接種事務運営業務委託			

( 3 ) 参加表明等について

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、参加資格を確認の上、「参加表明書」に必要事項を記入して代表者印を押印し、その他提出書類一式と併せて提出すること。

提出期限 令和3年1月7日(木)午後5時まで(必着)

期間中の受付は午前9時から午後5時まで

提出場所 ( 1 ) に同じ

提出方法 直接持参又は電子メール(( 1 ) に記載のメールアドレスあて)

電子メールの場合は、件名冒頭に「【世田谷区新型コロナウイルスワクチン住民接種事務運営業務委託】」と明記の上、送信後( 1 ) に記載の電話番号に必ず連絡すること(郵送不可)

( 4 ) 招請通知(参加資格結果通知)

令和3年1月8日にメールで通知する。

( 5 ) 質問の提出期限、方法

提案書作成にあたっての質問及び回答については、公平を期するため電子メールで行い、内容については取りまとめた上、本件参加表明者の全員に配信する。ただし、参加表明書の記載内容や提出方法に関する質問についてのみ、電話等でも随時受け付ける。

期限：令和3年1月5日(火)午後5時まで(必着)

回答：令和3年1月6日(水)(予定)

( 6 ) 提案書等について

提案書等を提出する場合は、以下の提出書類を期限内に、指定の提出場所及び方法で提出すること。原本及び副本を提出し、副本には、会社名がわからないように、事業者名や所在地、事業者名を用いた商品名等を削除するかマーキングして隠すこと。

提出期限 令和3年1月7日(木)午後5時まで(必着)

期間中の受付は午前9時から午後5時まで

提出場所 (1)に同じ

提出方法 直接持参又は電子メール((1)に記載のメールアドレスあて)  
電子メールの場合は、送信後(1)に記載の電話番号に必ず連絡すること(郵送不可)

#### 4 審査及び審査結果の通知

##### (1) 審査

「世田谷区新型コロナウイルスワクチン住民接種事務運営業務委託事業者選定審査要領」及び「評価基準表」に基づき総合的に審査を行い、評価点の最も高い事業者を契約候補者として選定する。

##### ア 第一次審査

提案者の中から、提案書及び見積書により総合的に審査を行い、上位の5社を選抜する。

##### イ 第二次審査

上位の5社を招請し、プレゼンテーションを行う。

##### (2) 審査基準

業務実施方針について

作業の体制、全体の管理・事業運営等に関する事項

接種券の印刷封入、郵送事務に関する事項

コールセンターの運営に関する事項

予約システムに関する事項

データ入力に関する事項

情報セキュリティ対策に関する事項

見積金額の妥当性

その他追加提案に関する事項

委託の実績に関する事項

##### (3) 審査結果の通知

選定結果は、1月13日(予定)に文書で通知する。

#### 5 その他

(1) 提案書が特定された事業者を、本件業務委託契約の随意契約の相手方となるべき候補者とする。

(2) 詳細な仕様、契約金額、候補者のシステムが提案どおり稼働できることの判断等について、候補者と区の間での調整完了後、受託事業者として、契約を締結する。

(3) 契約保証金 免除

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 有

- ( 6 ) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- ( 7 ) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- ( 8 ) 提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。
- ( 9 ) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。
- ( 10 ) 提案者から提出された書類は返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。
- ( 11 ) 参加表明書や提案書等提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とする。
- ( 12 ) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的としており、提案書の内容に区は拘束されない。
- ( 13 ) 関連情報を入手するための照会窓口 「 3 ( 1 ) 担当部課」に同じ
- ( 14 ) 詳細は説明書による。
- ( 15 ) 区は、提案書を選定の目的以外で参加者に無断で使用しないものとする。
- ( 16 ) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- ( 17 ) 提案書の提出後に「 2 参加資格要件」の要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- ( 18 ) 個人情報の取り扱いについては「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」を、障害を理由とする差別の解消の推進への対応については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する特記事項」を、電算処理の業務については「電算処理の業務委託契約の特記事項」を遵守すること。